



# 埼玉だより



◀保険証のご提示で  
お得なサービスが  
受けられます



S/A/I/T/A/M/A / N/e/w/s

職場内で掲示・回覧をお願いします



## 「資格情報のお知らせ」の配付について

令和6年12月2日（月）より健康保険証の新規発行が廃止となり、健康保険証を利用登録したマイナンバーカード（マイナ保険証）で医療機関を受診していただく仕組みに移行します。

これに伴い、従業員とそのご家族様の「資格情報のお知らせ」を事業所にまとめて送付させていただきます。

1

### 令和6年9月から順次発送

個人ごとの封筒を封筒または箱に封入し、事業所に送付させていただきます。

2

被保険者（ご本人）様分と被扶養者（ご家族）様分を  
まとめて、被保険者（ご本人）様に配付をお願いします。

CHECK!

詳細は、前月号（令和6年7月号）に同封のチラシ  
またはホームページをご確認ください。

協会けんぽ マイナ保険証



📢 ご利用ください!!

## 協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル

協会けんぽでは、令和6年9月2日（月）から「協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル」を開設します。

「マイナ保険証」、「資格情報のお知らせ」、「資格確認書」や「オンライン資格確認」等に関するお問い合わせは、「協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル」をぜひご利用ください。

協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル

☎ 0570-015-369

開設時間

8:30~17:15  
(土日祝日を除く)

※マイナンバー制度やマイナンバーに関する一般的なお問い合わせは、国のマイナンバー総合フリーダイヤル（0120-95-0178）をお願いします。

協会けんぽマイナンバー専用ダイヤルは下記22か国語でのお問い合わせに対応します。

対応言語

英語、中国語、韓国語、スペイン語、タガログ語、ポルトガル語、ベトナム語、タイ語、インドネシア語、ネパール語、ビルマ語、フランス語、ドイツ語、イタリア語、ロシア語、マレー語、クメール語、モンゴル語、シンハラ語、ヒンディー語、ベンガル語、ウルドゥー語

# 接骨院・整骨院のかかり方

柔道整復師による治療には、健康保険の対象となる場合と、ならない場合があります。



## 健康保険の対象となる場合

□ 打撲 □ 捻挫

□ 骨折 □ 脱臼

□ 挫傷（肉離れなど）

※ケガによる痛みに限ります。  
※内科的原因による疾患は含まれません。  
慢性的な状態に至っていないものに限られます。  
※同一負傷に対して、保険医療機関で治療中のものは含まれません。

応急処置を除いては  
医師の同意が必要と  
なります。



## 健康保険の対象とならない場合

- 単なる肩こり、筋肉疲労、慰安目的のマッサージ
- 病気（神経痛、リウマチ等）からくる痛み・こり
- 脳疾患後遺症等の慢性病
- 過去の交通事故等による後遺症
- 症状の改善のみられない長期の治療
- 工作中や通勤途上での負傷
- 医師の同意のない骨折や脱臼の治療

※応急処置を除く

## 施術を受けられる際のお願い

- 1 負傷の原因を柔道整復師にはっきり伝えてください。
  - 2 領収書は必ず保管してください。※領収書は医療費控除を受ける際に必要となります。
  - 3 療養費支給申請書は必ずご自身で署名してください。
- ▲協会けんぽから治療を受けた方に対して、施術内容をお尋ねする場合がございます。



# はり・きゅうの施術、あん摩・マッサージの施術は 支給要件を全て満たす場合、健康保険の対象となります

## はり・きゅう支給要件

### 1 対象となる傷病であること

神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛症、  
頸椎捻挫後遺症

※神経痛・リウマチなどと同一範疇と認められる慢性的な疼痛についても認められる場合があります。

### 2 医師がはり・きゅうの施術について同意していること。

※医師による適当な治療手段がなく（医療機関において治療を行い、その結果、治療の効果が現れなかった場合等）、はり・きゅうの施術を受けることを認める医師の同意がある場合です。

！ 医療機関との併用での施術は認められません。施術を受けるにあたり、定期的に医師の同意が必要です。

## あん摩・マッサージ支給要件

### 医師があん摩・マッサージの施術について同意していること。

※筋麻痺・筋萎縮・関節拘縮等の症状が認められ、その制限されている関節の可動域の拡大と筋力増強を促し、症状の改善を目的として、あん摩・マッサージの施術が必要と医師が同意している場合に限りです。

## 施術を受けられる際のお願い

- 1 領収書は必ず保管してください。※領収書は医療費控除を受ける際に必要となります。
- 2 療養費支給申請書の受取代理人の欄は施術内容を確認のうえ必ずご自身で署名してください。



全国健康保険協会 埼玉支部  
協会けんぽ

〒330-8686 埼玉県さいたま市大宮区錦町682-2 大宮情報文化センター（JACK大宮）16階  
電話 048-658-5919（代表）

毎月発行・無料

メールマガジン  
「彩メール」

健康保険や健康づくりに関する  
タイムリーな情報をお届け

ご登録はこちらから↓

